

ID: 1016

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	交付申請の変更等		
例規名 根拠条項	名寄市中小企業振興条例施行規則 第6条		
例規番号	平成18年規則第159号		
<p>【根拠条文】 (交付申請の変更等)</p> <p>第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の決定内容に関し、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、中小企業振興補助金変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。</p> <p>(2) 補助事業に要する経費又は補助金交付決定額の3割を超える変更をしようとするとき。ただし、補助金交付決定額を超える変更をすることはできない。</p> <p>(3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に影響がない事業計画の細部の変更はこの限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、中小企業振興補助金変更決定通知書（別記様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。また、変更を承認しないことを決定したときは、その旨を書面により補助事業者に通知するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年7月29日	最終変更年月日	年 月 日